

■ ご利用規約・旅行条件書 (お申し込み前に必ずお読みいただき、ご了承の上、お申し込み下さい)

以下は旅行条件書の抜粋となります。全文は国内旅行業約款の募集型企画旅行・特別補償規程よりご覧ください。このパンフレットは全て個人型プランです。添乗員・現地係員は同行しません。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

◆◆ 1. 募集型企画旅行契約 ◆◆

本契約は、国際旅行通信株式会社(以下「当社」といふ)が企画・募集する旅行(合宿免許取得プラン)であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は募集広告(パンフレット・ホームページ等)、下記条件及び当社募集型企画旅行契約になります。また、参加者は各教習所と入校契約を締結することになります。

◆◆ 2. 旅行のお申し込みと契約の成立 ◆◆

- 申込書に所定の事項を記入のうえ、おひとりで下記のお申し込みを添えてお申し込みいただけます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
- 当社は電話、メール、ファクシミリ、その他の通信手段によるお申し込みを受付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておりますが、当社が予約の承諾を通知した日の翌日から起算して5日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されなかった場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- お申込金 15,000円(おひとり様)
- お申し込みから旅行開始日までが14日未満の方は、当社が予約の承諾を通知した時点で成立するものとします。

◆◆ 3. 申込み条件 ◆◆

- お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者(法定代理人)の同意書が必要です。
- その他、各教習所の入校資格によります。

◆◆ 4. 旅行代金のお支払い ◆◆

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただけます。この際お申込金を払い済みの場合は差額をお支払いいただけます。
- お申し込みから旅行開始日までが21日未満の方は、お申し込み時又は当社が指定する期日までに全額お支払いいただけます。

◆◆ 5. 旅行代金に含まれるもの ◆◆

- パンフレットの各プランに表示されているもの。
- クリーニング代、電話代、飲み物代、嗜好品、治療費(プランによっては食費代)、その他個人的負担とみなされる諸費用は旅行代金には含まれません。

◆◆ 6. 旅行契約内容の変更 ◆◆

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動等による運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、交通事情、気象条件、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、教育の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらがじ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービス、その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

◆◆ 7. 旅行代金の変更 ◆◆

- 利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金が急激に経済状態の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 第7項(旅行内容)により旅行内容が変更され教育実施に要する費用が増加又は減少したときは、当社はその差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

◆◆ 8. お客様による旅行契約の解除 ◆◆

- お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合すでに取受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金で済まないときは、その差額を申し受けます。尚、契約解除のお申し出は、お申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。

変更・取消日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	変更・取消料
21日目にあたる日以前	無料
20日目にあたる日以降 8日目にあたる日まで	15,000円または旅行代金の20%のいずれか低い額
7日目にあたる日以降 2日目にあたる日まで	30,000円または旅行代金の30%のいずれか低い額
旅行開始日の前日	40,000円または旅行代金の40%のいずれか低い額
旅行開始日当日	50,000円または旅行代金の50%のいずれか低い額
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

- お客様は次のいずれかに該当する場合は旅行契約を解除することができます。
 - 第6項に基づき旅行契約内容の変更のとき。
 - 第7項に基づき旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により教育の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- 旅行開始後
 - お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - 入校後に中途退校または転校(規約違反による強制退校を含む)をする場合は各教習所の入校規約に準じます。規約については教習所ごとにより異なりますので入校時にご確認下さい。
 - 旅行開始後であっても、お客様の責任に帰する事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお支払いいたします。

◆◆ 9. 当社による旅行契約の解除及び履行の中止 ◆◆

- お客様が当社所定の第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することがあります。

- 次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が教習所のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

◆◆ 10. 当社の免責事項 ◆◆

- 天災地変、労働争議、法令の制定、改廃、その他やむを得ない事由により、安全かつ円滑な旅行が実施不可能な時、旅行契約を解除又は旅行内容を変更する場合がございます。又上記事由及び下記に例示するような事由によりお客様が損害を被られた場合において、当社及び教習所は責任を負いません。
- 旅行中、お客様の不注意により発生した事故、又は相手方の不注意により発生した事故にかかわる損害。
 - 自由行動中の事故。
 - 食中毒、盗難、疾病。
 - その他、教習所の責に帰さざる事由により生じた損害。

◆◆ 11. 旅行条件・旅行代金の基準 ◆◆

この旅行条件は2018年3月17日現在を基準としております。
また、旅行代金は2018年3月17日現在有効な運賃を基準としております。

◆◆ 12. 通信契約による支払条件 ◆◆

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なし旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申し込みを受けられる場合があります。通信契約の支払条件は通常の支払条件と、以下の点で異なります。
- 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
 - ご利用の際、当社指定のメール送信型カード決済サービスをご利用いただけます。
 - 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がメール等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
 - 当社は提携会社のカードにより所定の信票の会員の署名なし(「パンフレット」に記載する金額の旅行代金)又は「第3項」に定める取消料の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
 - 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は教習開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
 - 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

◆◆ 13. 最少催行人員 ◆◆

1名様より出発催行保証 ※宿泊プラン、時期によっては2名様以上の申し込みが必要な場合がございます。

◆◆ 14. その他の注意事項 ◆◆

- ご参加のお客様は必ず必要書類をご持参の上、教習所指定の集合時間・場所へお集まりください。集合場所までの交通手配はお客様ご自身で行っていただきます。交通費は各教習所が住民票を元に計算し、卒業時に支給致します。※学生の方は、学割証明書(復後分2枚)をご準備頂き、切符をご購入される事をお勧めします。
- 降雪・事故・交通渋滞等の道路事情、その他やむを得ぬ事由により、出発・到着もしくは現地の出発・到着時間が大幅に異なる場合があります。又、これらにより生じるタクシー、列車、宿泊代等の請求には一切応じられません。
- グループのお申込で人員減の場合、食事・部屋等は一切効力を失い、お取消扱いとなります。又、お申込時の部屋割り等の条件については一切無効となります。旅行開始日及び宿泊プラン変更により料金が増加する場合がございます。その差額をお支払いいただけます。
- 洋室にご宿泊した際は、エキストラベッドを加えてご利用いただくことがあります。
- 当企画の宿泊施設は教習所が手配するものです。また、交通機関はお客様自身で手配していただきます。各施設にはそれぞれの約款が適用されます。
- 宿泊先が事前に決定していないプランの掲載施設名、写真は一例です。掲載のない同等施設にする事もございます。
- 各教習所が定める、入校規則(校則)を守り、教習生の義務と責任をまっとうする事。また、ベットの持込みは一切禁止となります。
- 利青・タウへの入った方は入校できません。
- 卒業までの最終日数をパンフレットに記載しておりますが、旅行開始日、入校日及び教習の都合、公安委員会の指導又は試験・検定の都合、年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休み並びに降雪等により卒業迄の日数が延びる場合がございます。特に、シーズン期間中(2~3月、7~9月)は教習生が多いため卒業日数が延びる事がございます。
- 教習開始後に教習内容やその他教習施設とのトラブル及び事故についてはお客様と教習所で解決していただきます。当社は一切の責任を負うことができませんのでご了承ください。
- お客様の責に帰する事由(変更・取消)により旅行代金に差額が生じ、払い戻しが発生した場合の諸経費はお客様ご負担となります。(※振込手数料等)
- 合宿中に教習所・宿泊施設が提供する食事に関して、個別のメニュー・調理の対応はできません。食物アレルギー及び宗教・信条の理由で食材・食事に制約がある場合は、ご自身で準備頂くか食事無しプランをご選択下さい。食物アレルギーをお持ちのお客様が教習所・宿泊施設が提供する食事を摂られる場合、ご自身の責任でお摂りください。重篤な食物アレルギーをお持ちの場合は、入校をお断りすることがございます。
- 風邪の流行に関しては、各教習所が各々対策を行っていただきますが体調管理にはご自身でご注意ください。(手洗いやマスク等にご協力ください)なお、インフルエンザ等、周囲に感染する病気であることが判明した場合は原則として一時ご帰国いただき、完治後に再度、教習をうけていただきます。その際の交通費及び追加宿泊費はお客様負担となります。
- 教習日程中一時帰宅予定のある方は、入校をお断りする場合がございます。
- 運転免許の取消・消し、拒否処分を受けた方が取消処分講習を受講していない場合、当社でのご予約は承れません。
- 消費税率が変更された場合、それに準じた料金に変更となります。

◆◆ 15. 個人情報の取扱いについて ◆◆

当社及び旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」といふ)は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報については、お客様との間の連絡の為に利用させて頂くほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社及び販売店ではキャンペーンのご案内や旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただく場合がございます。

お申し込みは
フリーダイヤル **0120-390-249**
携帯電話など **03-3909-3221**
インターネット **http://gakuwari-menkyo.com/**

アイテックトラベル 国際旅行通信株式会社
学割免許受付センター FAX 03-3909-3788
空メール送信先 **aitec@aitec-travel.co.jp**

東京都知事登録旅行業 第2-4681号
社団法人 全国旅行業協会正会員 社団法人 日本旅行業協会協力会員

AITEC 〒115-0055 東京都北区赤羽西 1-41-4 K&Mビル1F
総合旅行業務取扱管理者 高橋寛子

振込先 **三菱UFJ銀行 赤羽駅前支店** 普通 1370541
国際旅行通信株式会社 アイテックトラベル

営業時間	平日	土曜	日・祝
3月1日~5月31日	10:00~19:00	11:00~18:00	休み
9月1日~11月30日			
6月1日~8月31日	10:00~19:30	12:00~18:00	12:00~18:00
12月1日~2月28日			
年末年始(12/29~1/4)	12:00~18:00(※1月1日は休み)		